

## 補助金等取扱基準

補助金等の名称	アスベスト飛散防止対策事業補助金
補助事業等の目標	建築物の吹付けアスベスト等の飛散による市民の健康被害を防止する。
補助事業等の対象者	飛散防止対策工事等を行う建物所有者等であって、市税の滞納がないもの
補助対象経費	飛散防止対策工事等に要する経費（消費税及び地方消費税を除く。）
補助金等の額及びその算定方法又は補助率	<p>予算の範囲内で、補助対象経費の3分の2以内とする。ただし、補助対象経費は、飛散防止対策工事等を実施する面積1平方メートル（1平方メートルに満たない端数があるときは、小数点以下1位まで算出し、2位以下を切り捨てるものとする。）当たり33,000円を乗じて得た額を限度とし、かつ、1事業所当たりの補助金の合計額は、8,000,000円を限度とする。この場合において、算定した補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。</p> <p>【補助額が5万円未満、補助率が補助対象経費の1/2を超える場合の理由】 国及び県の補助制度と一体的に実施し、市民の健康被害を防止するため</p>
補助事業等の評価	補助事業者からの実績報告書をもとに、担当部署により補助事業の効果を評価する。
補助事業等の開始時期	平成 19 年 4 月 1 日
補助事業等の終了時期	<p>国の社会資本整備総合交付金交付要綱（平成 22 年 3 月 26 日付け国官会第 2317 号）における住宅・建築物安全ストック形成事業の住宅・建築物アスベスト改修事業（アスベスト除去等に係る事業）又は長野県のアスベスト飛散防止対策事業補助金交付要綱（平成 18 年 4 月 28 日付け 18 建第 77 号）の終期と同じとする。</p> <p>【終期が3年を超える場合の理由】 国及び県の補助制度と一体的に実施し、市民の健康被害を防止するため</p>
情報の公表の方法等	補助事業件数、補助金交付金額、評価内容等を諏訪市ホームページにて公表する。
その他	1 この取扱基準において、次に掲げる用語の意義は、以下に定めるとおりとする。

	<p>(1) アスベスト 石綿障害予防規則（平成 17 年厚生労働省令第 21 号）第 2 条第 1 項に規定する石綿等をいう。</p> <p>(2) 吹付けアスベスト等 建築物の壁、柱、天井等に吹付けられたアスベスト（吹付けアスベスト又は吹付けロックウールのうち含有する石綿の重量が当該吹付けロックウールの重量の 0.1%を超えるものに限る。）をいう。</p> <p>(3) 建物所有者等 市内に建築された補助対象建築物の所有者、管理者又は占有者をいう。</p> <p>(4) 補助対象建築物 多数の者が利用する建築物（国及び地方公共団体の所有する建築物を除く。）であって、多数の者が共同で利用する部分（当該建築物に付属する機械室、電気室その他これらに類する部分に供する部分を含む。）に露出している吹付けアスベスト等を有するもの。</p> <p>(5) 飛散防止対策工事等 補助対象建築物の多数の者が共同で利用する部分（付属する機械室、電気室等を含む。）に露出している吹付けアスベスト等を除去する工事（補助対象建築物の解体工事に伴うものを除く。）及び当該工事により除去した吹付けアスベスト等の処分であって、国の社会資本整備総合交付金交付要綱における住宅・建築物安全ストック形成事業の住宅・建築物アスベスト改修事業及び長野県のアスベスト飛散防止対策事業補助金交付要綱の補助要件に合致するものをいう。</p> <p>2 申請者は、補助金の収支に関する領収書等の書類を整理し、保管しておかなければならない。</p>
<p style="text-align: center;"><b>提出書類</b></p>	<p>1 補助金の交付を受けようとする者は、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 諏訪市アスベスト飛散防止対策事業補助金交付申請書（様式第 2 号-1）</p> <p>(2) 位置図</p> <p>(3) 配置図</p> <p>(4) 平面図</p> <p>(5) 現況写真</p> <p>(6) 申請に係る補助対象建築物の登記事項証明書その他当該補助対象建築物の所有者を確認することができる書類</p> <p>(7) 申請者が申請に係る補助対象建築物の管理者又は占有者である場合は、管理者又は占有者であることを証する書類</p> <p>(8) 飛散防止対策工事等を実施することについて、申請に係る補助対象建築物の全所有者が承諾したことを証する書類</p> <p>(9) 確認済証、検査済証等の写しその他申請に係る補助対象建築物の建築年月日及び用途を確認することができる書類</p>

	<p>(10) 申請に係る飛散防止対策工事等を実施する部分に吹付けアスベスト等が使用されていることを証する書類</p> <p>(11) 事業計画の策定を行う建築物石綿含有建材調査者又は特定建築物石綿含有建材調査者の当該資格を証する書類</p> <p>(12) 申請に係る飛散防止対策工事等に要する経費の明細が記載された見積書</p> <p>(13) その他市長が必要と認める書類</p> <p>2 補助金の交付の決定を受けた者は、当該決定を受けた事業を変更、中止又は廃止しようとするときは、諏訪市アスベスト飛散防止対策事業補助金変更等申請書（様式第4号-1）に、補助金の交付申請の際に提出した書類のうち当該変更に係る書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>3 補助金の交付の決定を受けた者は、当該決定を受けた事業が完了したときは、完了した日から起算して30日以内又は事業を実施した年度の2月末日のいずれか早い日までに、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 諏訪市アスベスト飛散防止対策事業完了実績報告書（様式第5号-1）</p> <p>(2) 建築物石綿含有建材調査者又は特定建築物石綿含有建材調査者によって策定された事業計画及び当該事業計画に基づく現場体制に基づいて実施されたことを証する書類</p> <p>(3) 飛散防止対策工事等を施工した者（以下「施工者」という。）が発行した除去結果報告書及び写真</p> <p>(4) 飛散防止対策工事等の実施について施工者と締結した契約書の写し</p> <p>(5) 飛散防止対策工事等に要した経費を施工者に支払ったことを証する領収書の写し</p> <p>(6) 飛散防止対策工事等後のアスベスト粉じん濃度の測定結果を記載した書類</p> <p>(7) その他市長が必要と認める書類</p> <p>諏訪市補助金等交付規則に定める様式は除く。</p>
<p><b>担当部署</b></p>	<p>諏訪市 市民環境部 環境課 環境保全係</p>

平成 25 年 8 月 5 日 一部改正

平成 28 年 8 月 1 日 一部改正

平成 30 年 5 月 8 日 一部改正（平成 30 年 5 月 8 日 施行）

平成 30 年 11 月 7 日 一部改正（平成 30 年 11 月 7 日 施行）

令和 3 年 3 月 17 日 一部改正（令和 3 年 4 月 1 日 施行）